

# 平成 31 年（西暦 2019 年）農作業安全ポスターデザインコンテスト実施要領

## 1. 表彰行事の名称

平成 31 年（西暦 2019 年）農作業安全ポスターデザインコンテスト

## 2. 目的

近年、農作業死亡事故の発生件数が約 300 件以上で推移している中で、農作業事故防止に向けた対策を強化し、事故件数を減少に転じさせることが極めて重要な課題となっている。

このため、春の農作業安全確認運動の一環として、農作業安全に対する国民意識の醸成及び効果的な推進を図ることを目的とした農作業安全ポスターデザインコンテストを開催することとし、優秀な作品についてこれを表彰するとともに、農林水産大臣賞受賞作品については、農林水産省で作成する秋の農作業安全確認運動のポスターデザインに採用する。

## 3. 実施主体

農林水産省、（株）日本農業新聞

## 4. 表彰点数

農林水産大臣賞	1 点(賞状、農林水産省で作成する秋のポスターデザインとして採用)
生産局長賞	1 点(賞状)
日本農業新聞賞	1 点(賞状)
入賞	10～20 点

## 5. 応募要件

テーマ 『まずはワンチェック、ワンアクションで農作業安全』

ポスターを目にした人が農作業安全に改めてしっかり取り組もうと感じ、また、家族や他の農業者にも注意を促したくなるような、具体的なポスターデザイン(未公表でオリジナルのものに限る。)を募集する。

- ① 農業者の農作業安全に対する気づきを促すようなもの
- ② 農作業中の死亡事故が多い農業機械による事故(転倒・転落、回転部への巻き込まれ等)への注意を促すもの
- ③ 死亡事故の 8 割を占める高齢者による事故への注意を促すもの など

※ 農林水産大臣賞受賞作品は秋の農作業安全確認運動のポスターデザインに採用するので、デザインの季節に留意すること。

募集対象 絵画・イラスト・CG・写真などの平面作品

応募資格 制約なし

応募点数 制限なし(ただし、作品 1 点につき、必ず応募用紙 1 枚を記入すること)

作品サイズ 応募作品は必ず「A4 サイズ・タテ」で応募すること。なお採用された作品は「A2 サイズ・タテ」で印刷・掲示しますので A2 判で印刷されることを想定したデザインにすること。

## 6. 応募

応募しようとする者は、応募作品とともに別紙の応募用紙に必要事項を記入し、作品とともに下記の応募先へ郵送又はメールにて提出するものとする。メールで応募する場合、容量の上限は 7MB までとし、それを超える場合は電子媒体(CD-R

等) で郵送にて提出すること。

応募先住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1  
農林水産省生産局技術普及課内  
ポスターデザインコンテスト事務局担当 宛  
応募先アドレス：poster@maff.go.jp

## 7. 応募期間

平成 31 年（西暦 2019 年）3 月 25 日（月）～6 月 21 日（金）（当日消印有効）

## 8. 審査

表彰の候補を適正かつ円滑に選定するため、農作業安全対策に関し学識経験等を有する委員等で構成する審査委員会を設置する。

審査委員会の委員は、農林水産省生産局長が委嘱するものとする。審査委員会の長（以下「委員長」という。）は、委員の互選によりこれを定める。

審査委員会は、コンテストの応募テーマに照らして審査し、表彰の候補を選定する。

その他、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定めるものとする。

## 9. 受賞作品の公表

受賞作品は、本年 7 月末頃に農林水産省ホームページにて公表することとする。なお、受賞作品の公表に当たっては、受賞者の住所（都道府県名のみ）及び氏名（ペンネーム可）をあわせて公表する。

## 10. 表彰式

- (1) 「農林水産大臣賞」及び「生産局長賞」、「日本農業新聞賞」受賞者を対象に表彰式を行う（本年 8 月頃を予定）。
- (2) 上記以外の受賞者に対しては、ホームページでの公表をもって表彰に代えることとする。

## 11. 受賞作品の活用

農作業安全対策の推進に資するため、農林水産大臣賞受賞作品については、秋の農作業安全確認運動で農林水産省が作成するポスターデザインとして採用する。また、受賞作品については、農林水産省のホームページや日本農業新聞紙面に掲載するなど、広く紹介する。

## 12. 注意事項

- ・ 応募に際して事実関係の誤認を含む作品や、誤った表現に注意すること。
- ・ 応募作品は、応募者又は応募者が本コンテストに応募することについて同意した者が、自らの着想に基づき制作した未発表のものに限ることとする。
- ・ 知的財産権など第三者の権利を侵害するものは、応募作品とすることができない。第三者の知的財産権を侵害する疑いのある作品については、審査結果後であっても受賞を取り消すことがある。
- ・ 入賞作品に関する一切の知的財産権（著作権法第 27 条および第 28 条に定められる権利を含む。）は農林水産省に帰属することとし、応募者は、農林水産省が入賞作品に関して行う、利用、管理、処分等の行為について、著作者人格権を行使しないものとする。
- ・ 応募作品について、著作権等に関する争議が生じた場合、農林水産省は一切責任を負わない。

- 写真を使用し、人物が被写体となっている場合、あらかじめ被写体の方の承諾を得て応募すること。
- 応募者は、作品を折り曲げたり丸めたりせずに送付すること。
- ポスター作成の際、受賞者と相談の上、オリジナリティを損なわない程度に修正・補作することがある。
- 審査状況や審査結果に関する問合せには応じられない。
- 応募作品の返却は行わないこととする。

担当：農林水産省生産局技術普及課内

農作業安全ポスターデザインコンテスト事務局

TEL:03-6744-2111（直通）

e-mail: poster@maff.go.jp